

建設リサイクル法と道路法第24条の事務処理の適正化

- 建設リサイクル法に基づく行政指導及び道路法第24条に規定する承認工事の事務処理手続に適正を欠いたことを踏まえ、その改善を図り、かつ、それぞれの担当部署が連携し、石綿等有害物質の適正な処理の確保とひいては県民の健康と安全を守ることを目指す。

○建設リサイクル法

建設リサイクル法の施行について、適正な分別解体の実施の徹底

○道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）

道路法第24条に規定する承認工事について適正な事務処理を促進

①要領の改正

- 行政指導（違反事案対応方法の明確化）
 - ・ 行政指導を行う土木事務所、意思伝達の仕組みを規定
- 連携（土木事務所内の他課、景観・環境局、国との連携）
 - ・ 土木事務所内での連携を追加。（他法令申請書等との突合）
 - ・ 景観・環境局に加えて、国との連携を追加（石綿関係）
 - ・ 違反対応時の連携を強化（合同立入検査等）
- 意思伝達・情報共有を確実に行うための様式を整備
- 他部局にまたがる違反事案への対応のための仕組みを追加

②事務処理手続きの明確化

- 事務処理手続きフローの作成（事務処理のマニュアル化）
 - ・ 届出書の受理から違反対応時処理までの一連の流れと事務処理に対応する
- 届出書受理時のチェックシート作成（届出書受理時のマニュアル）
 - ・ 届出書の確認項目をチェックリスト化し審査
- 進行管理シートの作成（土木事務所内意思決定過程の明確化）
 - ・ シートにより受理から違反対応等の完了まで

③パトロールの強化（情報提供への対応）

- ・ 定期パトロールに加えて、下記の案件等についてもパトロールを行う
 - ・ 他法令申請（道路法、建築基準法）等の突合情報から、解体工事等が行われている可能性があるもの
 - ・ 担当課以外の職員から、解体工事等の情報提供を受けたもの

連携

申請等の
情報共有
の
役割

①要領の改正

- 申請時において、建物の新築・解体の有無を明確化（建設リサイクル法にかかる関係部署との連携）
 - ・ 申請書に建物の新築・解体の有無を記入する項目を追加
 - ・ 有の場合は建設リサイクル法関係部署へ連絡
- 確認（検査）・引継ぎの実施を明記（現地確認・検査の実施）
 - ・ 承認工事が完成したときに確認（検査）を行う
 - ・ 完了確認後引継ぎを受ける（完了確認及び引継書を交付）
- 承認基準の明確化等
 - ・ 車両出入口の乗入幅の承認基準を、国（近畿地方整備局）に準じて、特殊車両についての取扱いを定める

②事務処理手続きの明確化

- 事務処理手続きフロー及び審査チェックリストの作成
 - ・ 事前相談から確認（検査）、引継ぎまでの一連の事務処理の流れと留意事項を記載
 - ・ 事前相談時や申請時の確認事項、申請書の審査、事前の現地確認、建設リサイクル法等の建築部局との連携、工事着手届、工事完了届の提出指
 - ・ フロー記載の留意事項及び承認基準をチェックリスト化し審査
- 進行管理シートの作成
 - ・ シートにより申請から完了までの一連の流れの進行をチェック

○一般・業者への啓発・周知の充実

- ・ 関係法令の啓発チラシを作成し、従来の設置場所に加えて、建基法等関係法令を所管する機関（民間確認機関等を含む）を追加
- ・ 関係業者へ講習会の充実、処分業者名公表等を行い、コンプライアンスの徹底を図る

○合同職員研修の実施

- ・ 担当職員のスキルアップ研修並びに担当職員以外の県職員にも研修を行い、解体工事等の情報共有が出来るよう、全体の意識の底上げを図る